

議・議案第 2 号

鶴ヶ島市議会委員会条例の一部を改正する条例について

鶴ヶ島市議会委員会条例（昭和 3 1 年条例第 8 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 7 年 2 月 2 0 日提出

提出者	鶴ヶ島市議会議員	山 中 基 充
賛成者	鶴ヶ島市議会議員	小 川 茂
同	同	太 田 忠 芳
同	同	小 林 ひとみ
同	同	出 雲 敏太郎
同	同	内 野 嘉 広
同	同	高 橋 剣 二
同	同	大曾根 英 明

提 案 理 由

委員会における手続について、情報通信技術を活用した方法により行うことのほか、文言等の整理をしたいので、この案を提出するものである。

鶴ヶ島市議会委員会条例の一部を改正する条例

鶴ヶ島市議会委員会条例（昭和31年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第15条の2第1項中「新型コロナウイルス感染症その他重大な感染症のまん延又は災害等の発生等」を「大規模な災害等の発生等又は重大な感染症のまん延」に改め、同条第3項中「出席した委員は、委員会に出席したものとみなして、この条例の規定を適用する」を「出席する委員は、この条例の規定の適用については、当該委員会に出席しているものとみなす」に改める。

第18条第2項を削る。

第21条の見出し中「説明者の出席」を「出席説明の」に改め、同条第2項中「求められた者は、」を「求められた者が」に、「出席する」を「説明する」に改める。

第24条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、同項の規定による申出は、委員長が定めるところにより、委員長が定める電子情報処理組織（委員会又は委員長の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第28条において同じ。）を使用する方法により行うことができる。

第25条第1項中「という。）は、」の次に「前条の規定により」を加え、「文書で」を削り、同条第3項中「で公聴会に出席すること」を「により公聴会で意見を述べること」に改める。

第28条の見出し中「文書」の次に「等」を加え、同条第1項中「文書で」を「文書若しくは電子情報処理組織を使用する方法により」に改め、同条第2項を削る。

第29条第3項中「で委員会に出席すること」を「により委員会で意見を述べること」に改める。

第30条第1項中「記名押印」を「押印」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「前2項」を「前項」に改め、同項を第2項とし、同項の次に次の1項を加える。

- 3 第1項の規定にかかわらず、同項の規定による記録の作成は、議長が定めるところにより、当該記録に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による

情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。この場合において、同項の規定による署名又は押印については、同項の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて議長が定めるものをもって代えることができる。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。